作成日 2026 年　10 月　2 日
（最終更新日 20　　年　　月　　日）

「情報公開文書」（Web ページ掲載用）

受付番号： 受付-48169

課題名：唾液を用いた口腔がん早期発見戦略の開発

１．研究の対象
東北メディカル・メガバンク計画（宮城）に参加した約 12 万人の中で、唾液検体を採取した方

２．研究期間
2026 年 10 月～2030 年 3 月

３．試料・情報の利用及び提供を開始する予定日
当機関で試料・情報の利用を開始する予定日及び外部への提供を開始する予定日は以下の通りです。
利用開始予定日：2026 年 12 月 1 日
提供開始予定日：2026 年 12 月 1 日

４．研究目的
口腔がん未病期、早期および発症後に特異的な唾液中の代謝産物プロファイルを明らかにすることで、唾液による口腔がん早期発見戦略の開発を目指します。

５．研究方法
東北大学東北メディカル・メガバンク機構にて保存・管理されている唾液検体から、宮城県がん登録情報をもちいて、口腔がんを発症した者の口腔がん発症前後のサンプルを抽出し、コントロールサンプル（口腔がんの罹患情報がない者の唾液）とともにメタボローム解析を実施します。さらに、マウス口腔がんモデルにおける「未病期間」の唾液データと統合解析を行い、口腔がんを超早期に検出可能な唾液成分の変化を明らかにします。

６．研究に用いる試料・情報の種類
情報：東北大学東北メディカル・メガバンク機構に登録された情報および宮城県がん登録情報
試料：唾液

７．外部への試料・情報の提供
試料は個人が特定できないよう氏名等を削除し、郵送によりヒューマン・メタボローム・テクノロジーズ株式会社に送付し、メタボローム解析を委託します。対応表は、当機関の研究責任者が厳重に保管・管理し、得られたデータは、東北大学の施設内で解析されます。解析で得られた結果は、個人情報や要配慮個人情報を含まないデータとして、記録媒体または電子的配信により昭和医科大学、筑波大学、長崎大学へ提供され、ディスカッションや論文作成に使用されます。

８．研究組織
東北大学　江草　宏
昭和医科大学　塚崎　雅之
筑波大学　史 蕭逸

長崎大学　松下 祐樹

９．利益相反（企業等との利害関係）について

本研究は、研究責任者のグループにより公正に行われます。本研究の利害関係については、現在のところありません。今後生じた場合には、所属機関において利益相反の管理を受けたうえで研究を継続し、本研究の企業等との利害関係について公正性を保ちます。この研究の結果により特許権等が生じた場合は、その帰属先は研究機関及び研究者等になります。研究対象者には帰属しません。

１０．お問い合わせ先

本研究に関するご質問等がありましたら下記の連絡先までお問い合わせください。
ご希望があれば、他の研究対象者の個人情報及び知的財産の保護に支障がない範囲内で、研究計画書及び関連資料を閲覧することが出来ますのでお申出ください。

また、試料・情報が当該研究に用いられることについて研究対象者もしくは研究対象者の代理人の方にご了承いただけない場合には研究対象としませんので、下記の連絡先までお申出ください。その場合でも研究対象者に不利益が生じることはありません。

当機関における照会先および研究への利用を拒否する場合の連絡先：
担当者の所属・氏名：東北大学大学院歯学研究科分子・再生歯科補綴学分野・江草　宏
住所　：〒980-8575 仙台市青葉区星陵町４－１
連絡先：022-717-8363
egu@tohoku.ac.jp

当機関の研究責任者：東北大学大学院歯学研究科 分子・再生歯科補綴学分野 江草　宏

研究代表者：東北大学大学院歯学研究科 分子・再生歯科補綴学分野 江草　宏

◆個人情報の開示等に関する手続

本学が保有する個人情報のうち、本人の情報について、開示、訂正及び利用停止を請求することができます。

保有個人情報とは、本学の役員又は職員が職務上作成し、又は取得した個人情報です。

1)　診療情報に関する保有個人情報については、東北大学病院事務部医事課が相談窓口となります。詳しくは、下記ホームページ「配布物 患者さまの個人情報に関するお知らせ」をご覧ください。（※手数料が必要です。）
【東北大学病院個人情報保護方針】
http://www.hosp.tohoku.ac.jp/privacy.html

2)　1)以外の保有する個人情報については、所定の請求用紙に必要事項を記入し情報公開室受付窓口に提出するか又は郵送願います。詳しくは請求手続きのホームページをご覧ください。（※手数料が必要です。）
【東北大学情報公開室】http://www.bureau.tohoku.ac.jp/kokai/disclosure/index.html

※注意事項

以下に該当する場合には全部若しくは一部についてお応えできないことがあります。
①研究対象者等又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
②研究機関の研究業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
③法令に違反することとなる場合